



1月・2月の予定



1月

2月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4 ①	5	6
7 JSK 仕事始め	8	9	10 ②	11	12	13
14 成人の日	15	16	17	18	19	20
21 ③	22 サロン セミナー	23	24	25	26	27
28	29	30	31 ④			

月	火	水	木	金	土	日
				1 ⑤	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11 建国記念 の日	12 ⑥	13	14	15	16	17
18	19	20 サロン セミナー	21	22	23	24
25	26	27	28 ⑦			

＜1月＞

- ①平成30年10月決算法人の確定申告と納税、平成31年4月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)
社会保険料、児童手当拠出金(平成30年11月分)納付期限
(銀行が年末休業のため1月4日まで)
- ②源泉徴収税額、特別徴収税額(12月分)・年末調整の結果による源泉徴収税額納付
ふるさと納税「ワンストップ特例申請書」手続き期限
(1月10日必着)
- ③納期の特例の適用を受けている場合の源泉徴収税額
(平成30年7月～12月分)の納付期限
(20日が休日のため1月21日まで)
- ④各種資料の提出期限
1)給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(⇒所轄税務署)
(1月31日まで)
2)給与支払報告書・特別徴収票(⇒各市町村)(1月31日まで)
3)固定資産税の償却資産申告書(⇒資産所有各市町村)
(1月31日まで)
☆納期が異なるところもあるので注意してください。
4)社会保険料、児童手当拠出金(12月分)納付期限
労働保険料第3期納付(1月31日まで)
※1)平成30年11月決算法人の確定申告と納税、平成31年
5月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)

＜2月＞

- ⑤平成30年分贈与税の申告・納付の開始
(2月1日～3月15日まで)
- ⑥源泉徴収税額、特別徴収税額(1月分)納付
(2月10日が休日のため2月12日まで)
- ⑦社会保険料、児童手当拠出金(1月分)納付期限
(2月28日まで)
※1)平成30年分所得税・個人住民税・個人事業税の確定申告・
納税の開始(3月15日まで)
※2)平成30年12月決算法人の確定申告と納税、平成31年
6月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)
※3)固定資産税(都市計画税)第4期分の納付
☆各市町村によって納付期限は異なりますのでご注意ください。

イベント紹介



平成30年12月9日(日)
68歳の誕生日を迎え、似顔絵ケーキをいただき
感謝・感動・感激の日となりました。

しょうの
税理士 上能 はいつでも、どこへでも出かけて行きます。

お気軽に声をかけて下さい。

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。

社員一同お待ちしております。